

事業継続計画（BCP）に関する指針に関する指針

小規模多機能ホームきらり

1. 基本的な考え方

本事業所では、利用者の生命と健康を守り、災害や緊急事態が発生した際にもサービスの継続を確保するために、リスク管理計画を策定します。緊急事態においても事業を円滑に運営し続けることが可能となる対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 事業継続計画（BCP）に関する基本方針

【感染症に係る業務継続計画】

- (1) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- (2) 初動対応
- (3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【災害に係る業務継続計画】

- (1) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）
- (2) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (3) 他施設及び地域との連携

3. 事業継続計画（BCP）に係る委員会の設置

(1) 感染症や自然災害が発生した場合でも、介護サービスを安定的に継続させることを目的に、「事業継続計画（BCP）委員会」を設置するとともに、適切に実施するための担当者を定めることとする。

- (2) 委員会の委員長は管理者が務める。
- (3) 委員会の委員は、看護師、介護支援専門員、介護職員とする。
- (4) 委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - ① 事業継続計画（BCP）に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
 - ② 事業継続計画（BCP）ための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③ 従業員の事業継続計画（BCP）意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④ 緊急時の対応できるよう訓練を実施すること。

4. 事業継続計画（BCP）のための職員研修に関する基本方針

（１）従業員に対する事業継続計画（BCP）のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、事業継続計画（BCP）を徹底する内容とする。

（２）研修及び訓練は年２回以上実施することとする。

（３）研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 事業継続計画（BCP）に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また事業所ホームページにも公表する。

附則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。